

# 新宿区教育委員会会議録

## 令和6年第2回定例会

令和6年2月2日

新宿区教育委員会

令和6年第2回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和6年2月2日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時20分

場 所 新宿区役所6階 第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	針 谷 弘 志	教育長職務代理者	年 綱 和 代
委 員	古 笛 恵 子	委 員	的 場 美 規 子

欠席者

委 員	星 野 洋
委 員	鴨 川 明 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	遠 山 竜 多	教育調整課長	齊 藤 正 之
教育指導課長	坂 元 竜 二	中央図書館長	山 本 秀 樹
学校運営課長	内 野 桂 子	教育支援課長	関 本 ますみ

書記

教 育 調 整 課 主 査	林 竜 佑	教 育 調 整 課 係 長	大 原 颯 人
---------------	-------	---------------	---------

## 議事日程

### 議 案

- 日程第 1 第 1 号議案 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- 日程第 2 第 2 号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 第 3 号議案 令和 5 年度内部評価と外部評価実施結果を踏まえた総合判断について
- 日程第 4 第 4 号議案 令和 5 年度新宿区一般会計補正予算（第 1 1 号）（案）に関する意見について
- 日程第 5 第 5 号議案 令和 6 年度新宿区一般会計予算（案）に関する意見について
- 日程第 6 第 6 号議案 令和 6 年度新宿区一般会計補正予算（第 1 号）（案）に関する意見について

### 報 告

- 1 令和 4 ・ 5 年度 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集及び外部提供について（教育指導課長）
- 2 四谷地区における区立小学校の通学区域の見直しや緩和等の検討に係る地域説明会及び意見募集の実施結果について（学校運営課長）
- 3 令和 6 年度新宿区立幼稚園の学級編制について（学校運営課長）
- 4 教育財産の変動について（学校運営課長）
- 5 令和 5 年度「図書館を使った調べる学習コンクール」・全国コンクールの実施結果について（中央図書館長）
- 6 その他

---

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和6年新宿区教育委員会第2回定例会を開会します。

本日の会議には、星野委員、鴨川委員が欠席しておりますが、定足数は満たしています。

本日の会議録の署名者は、古笛委員にお願いいたします。

○古笛委員 承知しました。

---

◎ 第1号議案 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について

◎ 第2号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について

◎ 第3号議案 令和5年度内部評価と外部評価実施結果を踏まえた総合判断について

◎ 第4号議案 令和6年度新宿区一般会計補正予算（第11号）（案）に関する意見について

◎ 第5号議案 令和6年度新宿区一般会計予算（案）に関する意見について

◎ 第6号議案 令和6年度新宿区一般会計補正予算（第1号）（案）に関する意見について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第1号議案 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第2 第2号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について」、「日程第3 第3号議案 令和5年度内部評価と外部評価実施結果を踏まえた総合判断について」、「日程第4 第4号議案 令和5年度新宿区一般会計補正予算（第11号）（案）に関する意見について」、「日程第5 第5号議案 令和6年度新宿区一般会計予算（案）に関する意見について」、「日程第6 第6号議案 令和6年度新宿区一般会計補正予算（第1号）（案）に関する意見について」を議題といたします。

本日の進行につきましては、まず、日程第1 第1号議案及び日程第2 第2号議案につ

いて一括して説明を受け、審議を行います。次に、日程第3 第3号議案について説明を受け、審議を行います。最後に、日程第4 第4号議案から日程第6 第6号議案について一括して説明を受け、審議を行います。

ここで皆様にお諮りいたします。

第4号議案から第6号議案は、令和6年第1回区議会定例会で審議を予定している案件で、予算案として議会に提案する前である本日の教育委員会におきましては、公開による審議の場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議としたいと思います。

第4号議案から第6号議案を、非公開により審議することに御異議ございませんか。

[異議なしの発言]

○**教育長** 御異議ございませんでしたので、第4号議案から第6号議案は非公開により審議するものといたします。

なお、この後の説明及び答弁については、着座にてお願いいたします。

それでは、初めに第1号議案及び第2号議案の説明を、教育調整課長からお願いいたします。

○**教育調整課長** それでは、「第1号議案 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」御説明いたします。

まず、お手元の議案概要を御覧ください。

本議案の改正内容ですが、新宿区教育委員会の事務部局の職員の定数を1名減とし、137人から136人に、また、教育委員会の所管に属する学校の職員の定数を6名減とし、103人から97人に変更するものです。

今回の増減の理由といたしましては、まず、教育委員会の事務部局の職員の減については、「地域協働学校の推進」に伴う過員の解消などにより、1名の減となっています。

教育委員会の所管に属する学校職員の減については、用務職員の退職不補充等に伴う学校用務業務の委託化により、6名の減となっているもので、これによりまして来年度は新たに小学校3校について業務委託を行うものでございます。

施行期日ですが、令和6年4月1日となっております。

次に、新旧対照表を御覧ください。

職員の定数を定めております第2条において、表の中段のところ、教育委員会の事務部局の職員の定数を、先ほどの御説明のとおり137人から136人に、その下、教育委員会の所管に

属する学校の職員の定数を103人から97人にそれぞれ変更しております。

それでは、恐れ入ります。議案文にお戻りいただきまして、第1号議案の提案理由です。

教育委員会の事務部局の職員及び教育委員会の所管に属する学校の職員の定数の変更内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

それでは、続きまして、「第2号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について」御説明いたします。

こちら、議案概要をまず御覧ください。

本議案は、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、区の補償基礎額につきまして、同様の改正を行うものでございます。

それでは、恐れ入ります。議案の新旧対照表を御覧ください。

こちらは補償基礎額を規定しております別表につきまして、下線部のとおり改正を行うものでございます。

まず、表の中、学校医及び学校歯科医の補償基礎額につきまして、5年未満の額を7,194円から7,494円へ300円の増、5年以上10年未満の額を8,820円から9,090円へ270円の増、10年以上15年未満の額を1万1,481円から1万1,703円へ222円の増、15年以上20年未満の額を1万2,990円から1万3,152円へ162円の増、20年以上25年未満の額を1万5,534円から1万5,573円へ39円の増、25年以上の額を1万6,563円から1万6,602円へ39円の増額をするものです。

また、学校薬剤師の補償基礎額につきましても、5年未満の額を6,240円から6,459円へ219円の増、5年以上10年未満の額を7,260円から7,422円へ162円の増、10年以上15年未満の額を8,943円から9,081円へ138円の増、15年以上20年未満の額を1万443円から1万539円へ96円の増、20年以上25年未満の額を1万1,451円から1万1,505円へ54円の増、25年以上の額を1万1,844円から1万1,865円へ21円、それぞれ増額をするものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日です。

なお、本改正につきましては、経過措置といたしまして、改正後の別表の規定は、令和6年2月1日以後に支給すべき事由が生じた補償、並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以前の期間について支給すべきもの

の補償基礎額について適用し、その他の補償の補償基礎額については、なお従前の例によることと、適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の別表の規定に基づき、傷病補償年金等（適用日から施行日の前日までの間に係る部分に限る。）として支払われた金額並びに休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、それぞれこれらに相当する改正後の条例の規定に基づく補償の内払いとみなすことを規定しております。

それでは、恐れ入ります。議案文にお戻りいただきまして、第2号議案の提案理由です。

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（東京都条例第95号）の施行に伴い、補償基礎額の改定を行う必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○**教育長** 説明が終わりました。初めに、第1号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○**教育長** 特に御意見などないようですので、討論、質疑を終了いたします。

第1号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○**教育長** 第1号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第2号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

こちらも特によろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○**教育長** 特に御意見などないようですので、討論及び質疑を終了します。

第2号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○**教育長** 第2号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第3号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○**教育調整課長** それでは、「第3号議案 令和5年度内部評価と外部評価実施結果を踏まえた総合判断について」御説明いたします。

まず初めに、行政評価全体の流れにつきまして、口頭になりますが、御説明をさせていただきます。

新宿区では、毎年度、区の施策及び事業がその目的に即して、効果的・効率的に展開され、実施されているのかを客観的に評価して、その結果を区の政策形成の基礎とすることを目的に、行政評価を実施しているものでございます。その評価につきましては、行政内部で実施をしている内部評価と、外部評価委員が実施をいたします外部評価に分かれておりまして、区長は内部評価と外部評価それぞれにおける意見を踏まえ、行政委員会とも意見調整した上で、区としての総合判断を行うこととしています。

そこで、本日は、教育委員会が所管する事業の総合判断につきまして、御審議をいただくものでございます。

それでは、内容の説明に移らせていただきます。

まず、令和5年度の対象事業につきましては、議案を1枚おめくりいただきますと、対象事業一覧がでございます。そちらを御覧ください。

こちらに記載の教育委員会が所管をいたします6つの事業と、他部との共管となります2つの事業が今回の対象となっております。時間の都合上、説明につきましては、この一覧表の右から2つ目の枠の欄、三次実計での方向性が拡充となっております2つの事業につきましてのみ行いまして、経常事業化及び継続となっている他の事業につきましては、説明のほうを割愛させていただきますので、御了承ください。

それでは、まず、資料の5ページをお開きください。

計画事業番号16番、不登校児童・生徒への支援になります。

こちら6ページの最後の欄、第三次実行計画（令和6年度～9年度）の取組方針（区の総合判断）といたしまして、今後も多様な教育機会の確保に向けた取組を計画的に進め、不登校児童・生徒の社会的自立に向けて支援していきます。不登校児童・生徒に対しては、登校を希望した際に円滑な学校復帰が可能となるよう、別室登校を行う生徒の支援のための適応指導教室指導員の派遣や、居場所としての教育環境づくりとして区立図書館等を活用した訪問型支援の拡充を図ることにより、適切な支援や働きかけを行います。

また、家庭にひきこもりがちな児童・生徒へのICTを活用した学習支援については、学校での優れた取組を全校で共有し、確実な実施につなげていきます。特に、つくし教室に通う児童・生徒（登録後につくし教室に通所できなくなっている状態の児童・生徒を含む）に対しては、東京都教育委員会と連携し、仮想空間（メタバース）を活用したオンラインによ

る支援を実施していきます。

さらに、「家庭と子どもの支援員」の派遣校数を増やすことで、不登校児童・生徒の社会的自立に向けた学習面、生活面等の支援をさらに充実させていきますとしているものでございます。

続きまして、7ページの計画事業番号18番、ICTを活用した教育の充実でございます。

第三次実行計画の取組方針といたしましては、児童・生徒が1人1台配備されたタブレット端末を日常的に活用し、主体的に学びを進めることで、各学校における「個別最適な学び」「協働的な学び」の一層の充実を促進するとともに、学級閉鎖等の場合にもオンラインによる学習指導を行い、「学習機会の確保」を継続するなど、ICT環境をより効果的に運用していきます。

現在のタブレット端末及び学習支援ソフトの利用期限は令和6年度末で満了するため、新宿区版GIGAスクール構想に基づくICT環境の構築及びタブレット端末の更新機器の調達を進め、引き続き全ての児童・生徒の学習機会を確保するとともに、今後のICTを活用した教育活動についても支援していきます。

普通教室に続き、特別教室内のプロジェクタをより見やすく、教育効果の高いディスプレイ型電子黒板に更新し、教員の授業の質や教育効果、児童・生徒の学習意欲の一層の向上を図ります。

ICT支援員による支援については、授業でのさらなるICTの活用を促進するため、引き続き内容の充実を図り、学校の授業改善の取組を支援していきますとしているものでございます。

以上が、拡充授業についての説明となります。

それでは、恐れ入ります。議案文にお戻りいただきまして、第3号議案の提案理由です。

令和5年度内部評価及び外部評価の実施結果を踏まえた、教育委員会の総合判断を行うためでございます。

議案についての説明は、以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○**教育長** 説明が終わりました。第3号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

○**的場委員** ここでの質問ですが、今触れていない平和啓発事業についてもお聞きして大丈夫でしょうか。

○**教育長** お願いします。

○**的場委員** お願いいたします。64番の計画事業の平和啓発事業の推進についてですが、計画事業評価シートや施策評価シートをを読ませていただきますと、教育委員会としては、平和のポスター展を非常に重要と捉えているのはよく分かります。ですが、そもそも学校で、特に小学校では戦争や平和についての教育というのが特段充実しているわけでもなく、それから進捗状況を見させていただいても、平和語り部派遣というのは、学校等からの希望がないという中で、ポスター作成が平和の大切さを気づかせるきっかけになるというのは、やはり作成している一部の児童・生徒だけになってしまうのかなと思ってしまいます。ですので、学校でももう少し平和や戦争について掘り下げた教育をした上でのポスター募集につなげていただければと思っているのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○**教育指導課長** 学校では、社会科の歴史の授業などで、太平洋戦争や第二次世界大戦等について、歴史資料等を用いながら学ぶことで、戦争や平和についての理解を深めています。また、道徳や総合的な学習などの時間においても、様々な活動を通じて戦争や平和について学ぶ機会を設けており、各校工夫して取り組んでいるところです。

○**的場委員** ありがとうございます。

○**教育支援課長** 教育委員会では、平和のポスター展について各校に参加を促すとともに、事情により参加できない学校については、平和のポスター展に代わる取組を各校で実施していただき、それを教育委員会へ報告いただいておりますので、全ての学校で平和に関する何らかの活動を実施しているものと認識しております。

○**的場委員** ありがとうございます。

○**年綱委員** 拡充のところで、適応指導教室指導員の派遣と書いてあるのですが、この適応指導教室指導員という方は、各学校にいらっしゃるのか、また、どういうことをしていらっしゃるのか、お聞かせ願えますでしょうか。

○**教育支援課長** 適応指導教室とは、様々な理由で学校に登校できない児童・生徒に対し、個々に応じて集団活動や個別学習を行う教室のことで、新宿区ではつくし教育と呼んでおり、区立教育センターの中にございます。そこには、教員免許を持った指導員がおりまして、その指導員が、学校での別室登校を希望する生徒を対象に、学校に出向いて支援を行うというものでございます。

○**年綱委員** ありがとうございます。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第3号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第3号議案は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、恐れ入りますが、傍聴人の方は議場より御退席をお願いいたします。

[傍聴人退席]

---

○教育長 以上で、本日の議事を終了します。

- 
- ◆ 報告1 令和4・5年度 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集及び外部提供について
  - ◆ 報告2 四谷地区における区立小学校の通学区域の見直しや緩和等の検討に係る地域説明会及び意見募集の実施結果について
  - ◆ 報告3 令和6年度新宿区立幼稚園の学級編制について
  - ◆ 報告4 教育財産の変動について
  - ◆ 報告5 令和5年度「図書館を使った調べる学習コンクール」・全国コンクールの実施結果について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

報告1から報告5について一括して説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○教育指導課長 それでは、報告1、令和4・5年度 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集及び外部提供について、御報告いたします。

お手元のA4判横向きの資料を御覧ください。

本制度につきましては、児童・生徒の健全育成のために、子どもたちの非行等の問題行動の防止と安全確保のために、学校と警察がそれぞれの役割を果たし連携して効果的な対応を行うために、平成17年6月に警視庁と新宿区教育委員会の間で締結されたものでございます。

本日は、令和5年2月1日から令和5年11月30日までの運用状況について御報告させていただきます。

なお、恐れ入りますが、個人情報の観点から詳細な説明は行うことはできないことを御理解くださいますよう、お願いいたします。

それでは、資料を御覧ください。

まず、本人外収集について、8件ございます。こちらは、警察から学校へ個人情報の提出があった事案となります。

No. 1は、児童間トラブルの事案です。児童間でトラブルが発生し、被害児童の保護者が警察へ相談に行き、このことについて警察から学校に連絡が入りました。保護者からの相談内容についてと当該児童の在籍確認、事案への学校の対応状況等について、警察から確認依頼がありました。

次に、No. 2、3、4の3件は、No. 1の事案の続報として警察から学校に情報提供があったものでございます。

次に、No. 5です。警察署で児童が保護された事案です。近隣住民が保護者から児童への虐待の疑いで警察へ通報し、警察署の警察官が当該児童を保護しました。その後、当該児童は祖母に引き渡されております。現在、学校は当該児童及び家庭と定期的に面談等を行い、支援を継続しているところでございます。

次に、No. 6、こちらは児童間トラブルでございます。児童間トラブルについて、被害児童の保護者が警察署へ相談に行き、このことについて警察から学校に連絡が入りました。学校は、本相互連絡制度のガイドラインに基づき、警察と連携し対応しております。

恐れ入ります、裏面を御覧ください。

次に、No. 7です。こちらは交通事故です。地域住民の方と小学生の自転車接触事故について警察から連絡があり、交通課の2名が学校に来校して、事故の概要説明と防犯カメラの画像の確認依頼がありました。

最後、本人外収集、No. 8でございます。児童が警察に保護された事案です。児童がコンビニエンスストアにて万引きをして、警察が当該児童保護者と連絡が取れないため、学校に連絡がありました。学校から保護者へ連絡し、保護された内容を伝え、保護者が警察署へ引取りに行きました。その後、学校は当該児童の見守りを継続し、現在も家庭と連携し対応しております。

続いて、外部提供について、こちら4件、報告をいたします。

こちらは、学校から警察へ個人情報を提供した事案となります。No. 1は、児童間トラブルです。警察から相談内容の情報提供とともに、当該児童の在籍確認、事案への対応状況等

について、警察から確認依頼があったため、校長が連携することが必要だと判断し、当該児童の在籍や学校の本事案への対応状況について、情報提供しました。その後、学校は、当該児童間トラブルについて継続的に対応しております。

No. 2、No. 3については、No. 1の事案の続報として、警察からの依頼について、学校での指導の状況等を情報提供しました。

No. 4については、交通事故でございます。先ほど本人外収集でも説明しましたもので、交通捜査係2名が学校に来校して、事故の概要説明と事故現場の防犯カメラの画像の確認依頼があったため、保護者に事前に連絡して許可を取った上で、当該児童の氏名、保護者氏名、連絡先について、管理職から警察に情報提供しました。その後も学校は家庭と連携し、対応を行っているところです。

報告内容は、以上となります。よろしくお願いたします。

○**学校運営課長** それでは、報告2の四谷地区における区立小学校の通学区域の見直しや緩和等の検討に係る地域説明会及び意見募集の実施結果について、御報告をさせていただきます。

項番1、地域説明会及び意見募集の実施結果でございます。

ページをおめくりいただきまして、資料1というものがあるかと思ひますこちらは既に12月の教育委員会でお示しをさせていただいているものになりますので、説明は割愛をさせていただきます。

(2)の地域説明会でございます。

記載のとおり、2回開催をさせていただきました。区側の出席者といたしましては、記載のとおりでございます。

参加者数・意見数でございますが、第1回説明会の参加が25名、第2回説明会が16名、合わせて41名の方に御出席をいただき、件数としては46件、御意見を頂戴しております。

また、併せて実施した意見募集につきましては、実施期間が令和5年12月5日から令和6年1月5日までの1か月間ということで、意見者数、意見数につきましては、ホームページに寄せられた御意見、郵送等で寄せられた意見、合わせて合計87名の方から、197件の御意見を頂戴したところでございます。

御意見がかなり数多くなっておりますので、資料の説明だけをさせていただきます。

まず、別紙2-1が地域説明会でいただいた御意見の要旨になります。その後、別紙2-2が地域説明会で御質問をいただいた内容と、それに対する回答でございます。

おめくりいただきまして、別紙3-1が意見募集で寄せられた御意見の要旨でございます。

別紙3-2が意見募集で寄せられた御質問の要旨と回答要旨でございます。

なお、こちらの寄せられた御意見につきましては、1月29日、今週の月曜日ですが、学区の検討協議会の第3回目が開催されまして、その中で共有させていただき、引き続き通学区の検討、また緩和策について検討をしているところでございます。

報告2についての御説明は、以上になります。

続きまして、報告3、令和6年度新宿区立幼稚園の学級編制について、御報告をさせていただきます。

令和6年度区立幼稚園の学級編制は、令和6年1月15日の入園承認日とともに、学級編制を固めてございます。

資料を御覧いただきまして、表の下から3行目に14園の合計が記載されてございます。

まず、3歳児でございます。学級数は12学級、定員は240名、予定園児数は126名で、その下の行の昨年度の入園承認日であります令和5年1月16日と比較して、学級数は1学級、定員は20名、予定園児数は42名の減となっております。定員充足率は52%ということで、昨年度と比べて12ポイントの減でございます。

余丁町幼稚園及び落合第四幼稚園については、3歳児学級の入園応募者数が8名未満のため、学級編制基準に達しませんでしたので、9学級となるものでございます。

続きまして、4歳児です。4歳児は、学級数13学級、定員390名、予定園児数は164名で、昨年度比8名減となっております。定員充足率は42%、昨年度比2ポイントの減となっております。

なお、令和5年度に3歳児学級の編制ができなかった戸塚第二幼稚園については、令和6年度学級編制方針に基づき、新4歳児の募集を行わなかったため、9学級となります。

続きまして、5歳児でございます。5歳児は、学級数13学級、定員390名、予定園児数は157名で、昨年度と比較して学級数は1学級、定員は30名、予定園児数は49名の減でございます。定員充足率は40%、昨年度比9ポイントの減となっております。学級数と定員の減は、令和4年度に3歳児学級の編制ができなかった牛込仲之幼稚園が、令和6年度学級編制方針に基づき、新5歳児の募集を行わなかったことによる減となります。

最後に、合計でございます。学級数38学級、定員1,020名、予定園児数が447名、昨年度比で学級数2学級、定員50名、予定園児数99名の減でございます。定員充足率は43%、昨年度比8ポイントの減となっております。

令和6年度区立幼稚園の学級編制の報告は、以上となります。

続きまして、報告4、教育財産の変動について御報告申し上げます。

1、物件の表示でございます。名称、牛込第二中学校、区分、土地でございます。

項番2、土地の表示でございますが、所在は、変動前が新宿区喜久井町20番63外30筆、変動後が新宿区喜久井町20番63外31筆です。

数量ですが、変動前が8,264.39平方メートル、変動後が8,266.3平方メートルでございます。

項番3、変動理由でございます。同中学校での擁壁改修工事の実施に伴い、区民の方から土地の贈与1.91平方メートルを受けたものでございます。

項番4、変動年月日でございますが、令和5年12月11日でございます。

1枚おめぐりいただきますと、敷地図をつけさせていただいております。校舎の北側のところを、このたび擁壁改修工事を行います。こちらの擁壁を厚くすることで、擁壁厚みを増すことで、隣地のほうに少し飛び出るような状況になりますが、このたび、こちらの方から贈与を受けるということで、この部分の1.91平方メートルが中学校の土地に含むようなものでございます。

報告は、以上になります。

○中央図書館長 報告の5番目になります。令和5年度「図書館を使った調べる学習コンクール」の全国コンクールの実施結果について、御報告いたします。

令和5年度「新宿区立図書館を使った調べる学習コンクール」において表彰された優秀な作品、こちらにつきましては、新宿区のコンクールで館長賞と優秀賞を取得しました28名の28作品になってございます。こちらを公益財団法人図書館振興財団主催の「第27回図書館を使った調べる学習コンクール」の全国大会に出品したところ、下記のとおり受賞作品が決定したので、報告するものでございます。

1番目としまして、全国コンクール審査結果、こちら、今年の1月11日に発表されたものでございます。区分としまして、全国コンクールの表彰状況につきましては、記載のとおりでございます。そのうち新宿区は、作品総数28点のうち入賞が3点、優良賞が5点、奨励賞が5点、佳作が15点というものでございます。

内訳は別紙のとおりでございます。

2番目としまして、全国コンクール表彰作品の推移、過去3年分でございます。

令和5年度につきましては、文部科学大臣賞が1点、「2030生物多様性枠組実現日本会議」賞が1点、優秀賞のうち、図書館振興財団賞が1点というものでございます。

入選については、記載のとおりでございます。

今後の予定でございますが、文教子ども家庭委員会に報告をいたしまして、3月2日には全国コンクールの表彰式がございます。3月の下旬になります。例年作成しておりますレプリカ集を今年度も作成をいたしまして、区立学校や区立図書館などに配付をする予定でございます。

次の別紙を御覧いただければと思います。

こちらにつきましては、まず、取得した作品名ですとか、お名前ですとか学校名、学年を記載してございます。また、上のほうから1、2、3、4、5と順番が振ってあるかと思いますが、別紙の一番最後の5ページを御覧いただければと思います。

一番下のところでございますが、米印で作品番号につきましては、あくまでも通し番号でございまして、順位とは関係がございませんので、御了承くださいと書かせていただいております。

報告は以上でございます。

○**教育長** 説明が終わりました。それでは、まず初めに、報告の1について、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

[発言する者なし]

○**教育長** 特にないようでございますので、討論及び質疑を終了します。

次に、報告の2について、御意見、御質問がある方はお願いをいたします。

どうぞ。

○**的場委員** この四谷地区における見直しについて、たくさん意見をいただいているかと思えます。私も先日、花園小学校に学校訪問させていただきましたし、それから、社会科研究会では四谷小学校に行かせていただきましたので、本当に学校によって地域性があり特徴もあり、そして保護者の考え方も違いますし、教育に求めるものも非常に違うなという印象を受けております。ですので、本当に区民の方の御意見もごもっともかなと思っておりますので、ぜひ区民の方に寄り添うような見直しをお願いしたいと思えます。

以上でございます。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

○**年綱委員** 私的的場委員と同じ考えです。やはり各学校のいいところをアピールしていくといいですか、マイナス面ばかり見るのではなくて、各校のすてきなところをたくさん区民の方に周知していくことがこの問題を収束していくために重要なことではないかと、このアン

ケートを見て思いました。学校だけでも地域だけでもなく、区全体でそういう気持ちで動いていけたらいいなと思っています。よろしくお願いします。

○**学校運営課長** このたびの意見募集の中でも、情報発信の点なども御意見いただきまして、どういふうに学校の情報を得られるのかですとか、そういったところの発信を求めるような御意見もいただいておりますので、今回、学区域の変更について寄せられた御意見でございますが、広くこれから情報発信というところで生かしていけるようなものもたくさんいただいておりますので、参考にさせていただきながら、より丁寧に対応していきたいと考えてございます。

○**教育長** ほかによろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○**教育長** ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

次に、報告3について、御意見、御質問のある方はお願いをいたします。

○**年綱委員** 幼稚園についても、園児が減っているというようなマイナス面ばかりに目をやるのではなくて、各幼稚園ですばらしい教育をしていますので、教育委員会も一生懸命周知してくださってはいるのですが、それをもっと違った形で伝えていく、特色があるというところをアピールしていくことが重要ではないかと思えます。区立幼稚園ですので、同じように教育していく部分も当然あるとは思いますが、小学校は特色ある教育と謳っていますので、幼稚園でも、各園が特色ある教育をもっと自信を持ってやっていただけたら、また少し動きが変わってくるのではないかなと思えますので、よろしくお願いいたします。

○**学校運営課長** 未就園の御家庭の方々に、いかに多く幼稚園に足を運んでいただけるかというところが重要だと考えてございます。今年度から、3歳児健診のときに各園で行っている未就園児の会の御案内などもお配りさせていただいて、気軽に区立幼稚園に遊びにきてもらえるような、そんな取組を地道ではございますが、進めているところでございますので、そうしたところで区立幼稚園の魅力を感じていただいて、選んでいただけたらと考えているところでございます。

○**年綱委員** ありがとうございます。

○**教育長** よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○**教育長** ほかに御意見・御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

次に、報告の4について、御意見、御質問のある方はお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

次に、報告5について、御意見、御質問のある方はお願いをいたします。

[発言する者なし]

○教育長 特に御意見、御質問などないようでございますので、討論及び質疑を終了といたします。

---

◆ 報告6 その他

○教育長 次に、報告6、その他ですが、事務局から報告事項がありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

---

◎ 閉 会

○教育長 以上で、報告事項を終了とし、本日の教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

---

午後 3時20分閉会